

社会福祉法人 衆善会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

2019年4月1日 施行

社会福祉法人 衆善会

社会福祉法人 衆善会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人衆善会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費、日当、食費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 監事には、別項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

3 第1項の規定に関わらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定及び報酬総額)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 法人の全理事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

3 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

4 役員等に対する報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日及び方法)

第5条 役員等の報酬は、評議員会又は理事会、行政庁監査への出席など法人・施設運営のための職務執行の当日に通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(退職慰労金の支給)

第6条 役員等に対して、退職慰労金を支給する。

2 第1項の規定に関わらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金の額の決定)

第7条 役員等に対する退職慰労金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(退職慰労金の支給日及び方法)

第8条 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、本人に（死亡により退職した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。

(費用)

第9条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、2019年4月1日より施行する。

別表1 役員等に対する報酬の額

役職名	報酬の額	
評議員	会議等への出席の都度	1人一律:5,568円
常勤役員	該当者なし（職員給与が支給されている役員を除く。）	
非常勤役員	会議等への出席の都度	1人一律:5,568円
監事	会議等への出席、監査の都度	1人一律:5,568円

報酬のうち、568円は所得税として控除。

別表2 役員等に対する退職慰労金の額

役職名	退職慰労金の額	
役員等	10年未満	30,000円
役員等	10年以上	40,000円
役員等	15年以上	50,000円